

一般社団法人 日本セカンドライフ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本セカンドライフ協会（英文名 Japan Association of Second-life Service）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. この法人は、総会の決議を経て必要な地に事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、企業高齢退職者等（以下「サラリーマンオービー」という。）の生きがいづくりのための各種活動に対する支援、相談及び調査研究等に関する事業を行うことによりサラリーマンオービーの社会参加の促進を図り、もって明るく活力ある長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) サラリーマンオービーの社会参加を促進するための新たな交流の場の提供事業
- (2) サラリーマンオービーに対する相談事業
- (3) サラリーマンオービーに関する調査研究事業
- (4) 機関誌の刊行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、登録企業会員・退職受益会員・特別会員・名誉会員で構成され、登録企業会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 登録企業会員

この法人の目的に賛同し、サラリーマンオービーの福祉の向上に熱意を有し、その生きがいづくりに積極的に取り組んでいる団体

(2) 退職受益会員

登録企業会員に属する個人

(3) 特別会員

理事会の決議により、この法人の目的と事業に関わる事項について学識経験を有すると認められた個人・法人又は団体

(4) 名誉会員

理事会の決議により、この法人の事業に顕著な功績があったと認められた個人・法人又は団体

(入会)

第6条 登録企業会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2. 入会は、社員総会（以下「総会」という）が別に定める基準により、理事長がそ

の可否を決定し、理事長が入会申込人に通知する。

(入会金及び会費)

第 7 条 登録企業会員は、総会において別に定める入会金・年会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 登録企業会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反するような行為をしたとき。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2 年以上の会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員が同意したとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 総会

(種別)

第 12 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条 総会は、登録企業会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、この定款で定めるものほか、この法人の運営に関する以下の重要な事項を決議する。

(1) 会員の除名

(2) 役員の選任又は解任

(3) 役員の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第 15 条 通常総会は、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。

(2) 登録企業会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第 16 条 総会は、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第 2 項の規定による請求があったときは、30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において出席登録企業会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、登録企業会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 19 条 総会は、登録企業会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、この定款に規定するもののほか、出席した登録企業会員の過半数をもって決する。

(書面議決等)

第 21 条 総会に出席できない登録企業会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の登録企業会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その登録企業会員は会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印しなければならない。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 5 名以上 17 名以内

監事 2 名以上 3 名以内

2. 理事のうちより次の役職を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 理事長 1 名

(3) 専務理事 1 名

3. 理事のうちより次の役職を置くことができる。

(1) 副会長 3 名以内

(2) 副理事長 3 名以内

(3) 常務理事 3 名以内

(選任等)

第 24 条 理事及び監事（以下「役員」という）は、総会において選任する。

2. 理事は理事会決議により、前条第 2 項、3 項に定める役職を選任する。
3. 理事長を代表理事とする。

4. 専務理事および常務理事は業務執行理事とする。
5. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
6. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長はこの法人の象徴としての役割りを担う。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (5) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- (6) 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- (7) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (8) 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第 27 条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 29 条 役員は、無報酬とする。

2. 役員には費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2. 通常理事会は、毎年 2 回開催とし、うち 1 回は事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 26 条第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、出席した代表理事及び監事が、署名、押印しなければならない。

第 7 章 委員会等

(委員会の設置等)

第 39 条 この法人は、必要に応じて、委員会等を設けることができる。

2. 委員会等の運営等に関し必要な事項は、理事会が定める。

第 8 章 資産及び会計

(収入の構成)

第 40 条 この法人の収入は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費

- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 41 条 この法人の財産は理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2. この法人は、剩余金の分配を行わない。

(経費の支弁)

第 42 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、通常総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

- 2. 新事業年度において、前事業年度の事業内容と大幅に異なる事業計画を立てるため、前事業年度の予算に準じ収入支出することができない場合は、新事業年度開始前に臨時総会を開き総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条第 1 項の規定により、新事業年度の通常総会において事業計画書及び収支予算書の予算が成立するまでは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 3. 前各項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、損益計算書（正味財産増減計算書）及び貸借対照表等として作成し、監事の監査を受け、通常総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を経なければ変更することができない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法令で定められた事由によるほか、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は理事会で選任解任を決議し理事長が任免する。職員は理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 53 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事、委員会等委員及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類及び法令で定めるもの

第 12 章 補則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の決議を経て理事会が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は助川秀和とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

制定 平成24年4月1日
変更 平成26年2月17日
変更 令和2年11月16日